工事名：三ツ谷農業ポンプ設備工事

特記仕様書

平成２１年度

四日市市上下水道局

第１章　総　則

第１節　共通事項

１．本工事は、本特記仕様書等により施工する。
２．施工は、特記仕様書による他、日本下水道事業団設備工事一般仕様書に準ずることとする。ただし、打合せ等により決定した事項が最優先するものとする。
３．請負者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を本局に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
４．請負者は、受注時または完成時における工事請負代金額が 5 百万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、工事実績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。ただし、工事請負代金額が 5 百万円以上 2 千 5 百万円未満の工事については、受注、訂正時のみとする。
　受注時は、契約後 10 日以内とする。
　完成時は、工事完成後 10 日以内とする。
　登録内容の変更時は、変更があった日から 10 日以内とする。
５．請負者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
６．隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の請負業者と相互に協力し、施工すること。
７．完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、請負者は本局の指示に従うものとする。
８．施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
９．工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
１０．施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は請負者の負担で行うものとする。
１１．当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任と費用負担において行うこと。
１２．工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、請負者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本局へ報告のうえ実施しな

ければならない。
１３．請負者は、工事請負代金額５百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後１ヵ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の 0.5/1000 以上とする。
１４．請負者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険等に付さなければならない。保険の加入時期は、原則として工事着手時とし、終期は工事完成後 14 日とする。
１５．請負者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。

第２節　特記事項

１．請負者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、本局の承諾を得るものとする。
２．機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。
３．本工事で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させること。
４．本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、請負者は本局に確認し、指示を受けなければならない。
５．請負者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。
６．その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第３節　提出書類

１．承諾申請図書　　２部
２．工事写真　　１部
　製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む）、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。
　原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさで A4 用紙に印刷し、提出すること。
３．工事打合せ簿　　１部
　本局と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。

打合せ簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名

打合日時・場所

請負者名

４．完成図書

（１）内　容

一般図（全体平面図）

機器図（支給品の機器を含む）

工事施工図

検査試験成績書

取扱説明書

設計計算書（必要な場合）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

発注者名

工事名

工事場所

工事年度

請負者名（商号または名称のみとする）

（２）作成要領

A4 判製本（折込）　　2 部

黒厚表紙（金文字）

A4 判製本（縮小版）　　2 部

電子ファイル（CD 等）　　1 部

（A4 判製本・電子ファイルの内容ついては本局の指示による）

第４節　工場検査等

本局が必要と認める機器類については、製作が完了したとき工場にて本局立ち会いにより工場検査を実施しなければならない。工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。

本局による立ち会いを省略した場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

（特に本局が指示した場合は省略することができる。）

第５節　試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、請負者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水は、事前連絡のうえ、本市設備からの供給としてもよい。

第６節　随時検査

請負者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第８条第６項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第７節　暴力団等不当介入に関する事項

契約の解除、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置は次のとおりとする。

１　四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

２　暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

（１）断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、捜査上必要な協力をすること。

（２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

３　上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。

第８節　個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第２章　一般仕様

第１節　工事目的

本工事は農業用ポンプ設備を設置するものである。

第２節　総則

本工事は，契約書，設計書，本特記仕様書及び図面等により施工する。

第３節　工事概要

本工事は，農業用ポンプ設備に係る、機械設備工事及び電気設備工事を施するもので詳細は本特記仕様書及び参考図等によるものとする。

工事施工にあたっては，特に監督員の指示に従い，その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し，現地に据付の上，所定の配線配管工事等を行うものとする。

第４節　共通事項

１．一般事項

規格、基準等の主な法令は以下に示すとおりである。

⑴ 機械、電気設備に関する技術基準を定める省令
⑵ 日本工業規格（ＪＩＳ）
⑶ 電気学会電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
⑷ 日本電機工業会標準規格（ＪＥM）
⑸ 内線規定
⑹ 電力会社供給約款
⑺ その他関連法令、条例及び規格、及び事業団発刊基準類

第５節　電気方式

１．使用回路電気方式（電圧は公称電圧を示す）

動力回路：交流３相３線式　200V 60HZ

原則として，上記の回路方式とするが，その他特に必要とする場合は，監督員の承諾を得ること。

２．単　　位

基本単位、誘導単位及び補助計量単位は計量法によることを標準とする。

３．使用状態

１　標　　高　300m以下

２　周囲温度　最高 40℃

３　その他

製作に当たっては、現地を充分調査し適切に対応するものとする。

第３－１章　機器仕様

第１節　農業用ポンプ設備

１．使用目的

本ポンプは、水路から水田に水を供給するための揚水ポンプである。

２．仕　様

型　式	着脱式水中ポンプ（ノンクロッグタイプ）
ポンプ口径	φ２００㎜
吐出量	約２　㎥/min
全揚程	５　m
電動機出力	７．５kW
周波数	６０　　Hz
電　圧	２００　　V
台　数	１　　台
起動方式	スターデルタ方式

３．構造概要

本ポンプは雨水を揚水するためのもので、水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とする。

ポンプは振動や騒音が少なく、円滑に運転できると共に、有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とすること。

４．各部の構造

（１）ポンプに使用する電動機は、乾式水中形誘導電動機とする。

（２）ケーシングは内部圧力および振動等に対する機械的強度ならびに腐食・摩耗を考慮した良質の製品とする。ケーシングは分解、組立が容易であり、分解する場合には、羽根車が主軸に取付けられたままで上部に取出せる構造とすること。

（３）羽根車は良質強靭な製品とし、固形物の混入に対し、堅ろうであること。羽根車は、平衡を十分とると共に、表面を滑らかに仕上げること。

（４）主軸は電動機軸を延長したもので、伝達トルクおよび捩り振動に対しても十分な強度を有すること。

（５）軸封部にはメカニカルシールを用い、運転中、停止中を問わず、異物がモータ内に浸入しないよう中間に油を密封した二段構造とすること。また、シール等の取替えは容易に行える構造とすること。

（６）回転部重量および水力スラストは、電動機に内装した軸受にて支持するものとし、長時間の連続運転に耐え、円滑なる自己潤滑が出来る構造とすること。
（７）配管との接続フランジ寸法は、JIS 10K に準ずること。

５．使用材料

ケーシング	FC200 以上
羽根車	FC200
主　軸	SUS403 または SUS420J2
着脱装置	FC200

６．保護装置
（１）異常温度上昇を検知するサーマルスイッチを内蔵すること。また外部出力ができること。

７．試験、検査
ポンプの検査は製作工場にて組立完了後 JIS B 8301 に準処した性能試験を行う。

８．据　付
据付にあたっては、水準器等によって、正確に芯出し調整を行なうこと。動力ケーブルはポンプの吊上げ、分解時に必要な長さとし、制御盤端子台以外での接続は原則として、行わないものとする。
マンホール内にはケーブルおよび吊上げ用チェーンの支持金具（SUS304）を取付けること。

９．付属品（1 台につき）

水中ケーブル（制御盤まで）	１式
吊上用チェーン（SUS304）	１式
ポンプ着脱装置	１式
（ガイドパイプ SUS304）	
基礎ボルト、ナット（SUS304）	１式
空気抜弁	１式（必要な場合）
吸い込みノズル	１式（必要な場合）
その他必要なもの	１式

１０．塗　装
製作者標準とする。

第３－２章　材料仕様

第１節　逆止弁

１．使用目的

本弁は、ポンプ吐出側に設けポンプ停止時の逆流を防止するものである。

２．仕　様

形　式	スイング式
材　質	鋳鉄製
口　径	φ２００　mm
台　数	１台
フランジ規格	JIS10K

第２節　仕切弁

１．使用目的

仕切弁は、ポンプ吐出側に設けポンプ等のメンテナンス時に使用するものである。

２．仕　様

形　式	ゲート式
材　質	鋳鉄製
口　径	φ２００　mm
台　数	１台
フランジ規格	JIS10K

第３節　吐出配管

１．使用目的

ポンプ吐出側に配管を布設するものである。

２．仕　様

材　質	耐溝状腐食電縫鋼管（SGP-MN）
口　径	φ２００　mm
フランジ規格	JIS10K

３．塗　装

吐出配管に塗装を施すこと。

1層　防錆塗装
2層　エポキシ樹脂塗装

第３－３章　電気設備仕様

第１節　動力制御盤

１．仕　様

盤名称　ポンプ制御盤
形　式　屋外自立形
構造等　防雨形（スペースヒーター付）
材　質　外箱：ステンレス　部品取付板：鋼板

２．規　格　　JEM-1265

３．構　造

盤の各部の鋼板の厚さは下記以上とする。

箱　体	2.0mm
扉	2.0mm
屋　根	2.0mm
部品取付板	2.3mm（鋼板）

４．付属品

基礎ボルト	１式（ステンレス）
ランプ	各種１個
ヒューズ	取付け数の 100%（予備品）
グローブ	取付け数の 10%（予備品）
補助継電器	取付け数の 5%（最低１個）（予備品）
タイマ	取付け数の 5%（最低１個）（予備品）

５．一般事項

ア．盤の寸法は、図面又は機器特記仕様を参照し承諾図において決定する
イ．盤の仕上がり面及び側面板には、止めビス等が出ない構造とすること
ウ．防雨構造とし、直射日光による温度上昇を考慮した構造とすること。
エ．屋根は、正面が高く背面が低い片流れ式とすること。
オ．監視窓は、網入又は強化ガラスとし、扉を開けずに盤内取付の計器を監視できること。

カ．扉の把手を備え、その開閉を頻繁に行なっても容易に破損するおそれの無いものとし、原則として、共通キーで施錠する構造とすること。

キ．蝶番は、ドアが片下がりしないよう十分な強度を有し、裏蝶番を使用すること。

ク．ドアストッパーを取り付けること。

ケ．盤内収納機器保護のため換気口を設け、環境条件範囲内に保つ構造とすること。

コ．底板を設けること。

サ．ケーブル穴カバーは、難燃性で十分な強度をもち、かつケーブル損傷を与えないものとすること。

シ．線番号等は全体計画を勘案して効率よく、かつ合理的に立案すること。

ス．盤の名称銘板及び盤番号銘板は合成樹脂製とし、その取付は原則としてステンレス製ビス止めとする。なお合成樹脂の伸縮を考慮すること。

セ．盤の上部吊り金具は、原則として据付後に取外しボルト穴はふさぐものとする。なお、取外した吊り金具は、納入すること。

ソ．盤内収納機器は、保守点検が容易にできる配置であること。

タ．維持管理上タイマー等調節の必要な機器は、操作しやすい位置に設置し、用途名称の添付及び設定値を明記すること。

チ．端子台は､ケーブル接続時の端末処理及び整線が適切に行なえる取付位置とすること。また､端子台に接続する圧着端子は、原則として丸型端子を使用すること。

ツ．制御回路

① 制御回路に用いる電線は原則として1.25mm^{2}より線(JIS C 3307又はJIS C 3316)　以上を使用すること。

② 配線の固定部は、金属部分が配線を直接押圧しない構造とすること。

③ 配線の端子部には、原則として丸型圧着端子を使用し、端子圧着部とリード導体露出部には絶縁被覆をかぶせること。

④ 配線の分岐は必ず端子部（器具付属の端子を含む）で行ない、端子１ヶ所にて行なうこと。

⑤ 配線の端子接続部分には配線記号を付すか又は配線記号を付したマークバンド又はチューブを取付けること。なお、マークバンドは容易に脱落しない構造であること。

⑥ 電線被服の色別は下記のとおりとする。

一　般　：　黄

接地線　：　緑

テ．逆相、欠相、過電流等の保護を行うための保護リレーを設けること。

ト．主回路、制御回路、の負荷電流（容量）を確認すること。

ナ．配線用遮断器等のトリップ値は、ケーブル等の許容電流以下とすること。ただし、電動機等の負荷の場合は、監督職員と協議すること。

ニ．　計器用変流器、変圧器は、負荷（定格）電流に対する余裕、過電流強　度等を考慮し適正な容量とすること。

ヌ．付属器具

① 制御用スイッチ

A) 制御用スイッチは、ねん回形及びボタン形とし、把手の形状及び操作の規定は　JEM-1137、JIS C 4520 を原則とする。

B) ねん回形スイッチの可動接点は、耐磨耗性、耐アーク性のある誘導率が良好な金属を使用し、接触圧力に経年変化を生じない他力接触式（スプリングは耐錆性）のものであること。

② 端子台

A) JIS C 2811によるものとし、各端子間には、隔壁を設けることを原則とする。なお、制御用端子台は全端子数の10%以上の空端子を設けること。

B) 端子台には、着脱可能な難燃性透明カバーを設けること。

③ 電磁接触器

電磁接触器の耐久性は次に示す性能以上とする。(JEM-1038)

開閉頻度	１号
機械的開閉耐久性	１種
電気的開閉耐久性	１種

④ 表示灯

A) 盤内球種は、ＬＥＤランプとすること。

B) ＬＥＤの交換は、原則として容易に交換できる構造とする。

C) 集合表示灯で一灯表示式のもについては、ランプチェックができること。

D) グローブの形式は、丸形又は角形とし、変色し難い合成樹脂製とすること。

６．塗　　装

1. 盤内外面共ポリウレタン樹脂又はエポキシ樹脂の全つや仕上げとする。
2. ハンドル把手は塗装等を施し錆が発生しないよう処理すること。ハンドル把手の塗装はポリウレタンクリアラッカーの透明仕上げとする。
3. １及び２項により難い場合は同等以上のもので耐蝕にすぐれた塗装等を使用すること。
4. フレームその他の鉄部分はボンデライス、パーカーライスなど十分な下地処理を行ったうえ、下塗り（１回)、仕上塗り（１回）を施すこと。

ただし、焼付塗装以外の方法による場合は、上記のうち仕上塗りを２回とし、内１回は、現地組立据付後行うことができる。

5. 塗色は、特に指定するもののほかは下記を標準とする。
５Ｙ７／１

第２節　計装設備機器

１．フリクトレベルスイッチ

数　量	2 個
形　式	転倒式
電　圧	AC200V
使用目的	ポンプ運転制御用
設置場所	水路
測定対象	下水（雨水）
付属品	専用ケーブル

第３-４章　工事仕様

第１節　工事概要

本工事は、三ツ谷農業用ポンプ設備工事を行うものである。

工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、また、他工事とも協力し、その使用目的に適した十分な機能を有する機器を製作し、現地に据え付けるものとする。

工事は関係法規に準拠し、電気的、機械的に完全、かつ、美麗にして耐久性にとみ保守点検が容易なように施工すること。また、環境に配慮した工事施工に努めること。

第２節　留意事項

１．本工事においては、環境に配慮した工事施工に努めなければならない。

２.機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音･低振動型作業機械の使用に努めること。

３．工事用重機･車輌の使用にあたっては、省エネルギー、排出ガス削減に努めること。

４．本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。

５．現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。

６．コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。

第３節　工事範囲

１．撤去工事

（１）水中ポンプ、吐出管、仕切弁の撤去工事。

（２）制御盤、フリクトレベルスイッチの撤去工事。

（３）ポンプより制御盤に至る動力ケーブルの撤去工事。

（４）ポンプより制御盤に至る制御ケーブルの撤去工事。

（５）水位計から制御盤に至る制御ケーブルの撤去工事。

（６）引込柱から制御盤に至る動力ケーブル及び電線管の撤去工事。

（７）制御盤から接地極に至る接地線及び電線管の撤去工事。

（８）仮設水中ポンプの引き揚げ。

（９）その他必要な事項を行う。

２．機器等の製作及び据付工事

（１）第３-1 章機器仕様、第 3―3 章電気設備仕様に記載の機器の製作・据付工事。

（２）第３-２章材料仕様に記載の材料の据付工事。

（３)据付は他機器との取り合いを十分に考慮し､所定の位置に正確に取り付けること。

（４）ポンプ引き揚げ時の開口部支持材補修。
（５）仕切弁設置時の縞鋼板の補修。
（６）未使用配管へのフランジ蓋取付工事。
（７）据え付け後の試運転調整。
（８）付帯工事及びその他必要な事項を行う。

３．仮設工事
（１）ポンプ据付時の水止め及び水替え工事。
（２）その他本工事に付帯する必要な事項を行う。

４．電気設備工事
（１）ポンプより制御盤に至る動力ケーブルの配線及び接続工事。
（２）ポンプより制御盤に至る制御ケーブルの配線及び接続工事。
（３）水位計から制御盤に至る制御ケーブルの配線及び接続工事。
（４）引込柱から制御盤に至る動力ケーブルの配線、配管及び接続工事。
（５）接地棒の打込工事及び接地配線、配管工事。
（６）付帯工事及びその他必要な事項を行う。

特記事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり個人情報の提供を受けた場合においては、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

[別紙]

制定　平成１９年１２月１０日
改正　平成２０年　4月　1日
改正　平成２１年　4月　1日

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、工事を施工するに当たり、四日市市から提供された個人情報（工事の施工のために乙が収集する個人情報を含む。以下「当該個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成１１年四日市市条例第２５号。以下「条例」という。）第１１条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、当該個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、資料等を当該工事終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（１）　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

（２）　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第１１　乙は、条例第４４条、第４５条、第４７条及び第４８条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第１２　乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。